

# 律と自殺

## —投身事例の考察—

李 薇

### 1. 序

本稿は「律と自殺—断人命戒条文からの考察—」の続篇である。すでに前篇に述べたように、律蔵の経分別の各部分、例えば因縁譚、条文本体、語義説明、罪の判定事例などの成立年代が異なっているという考えは公認されている<sup>(1)</sup>。そこで「律と自殺」についての研究は、歴史変遷の視点から、律における、特に断人命戒の経分別における「自殺を含むか否か」、「自殺の位置づけ」など自殺に関連する問題をめぐって、経分別の各部分を別文献として、各々考察することである。さらに自殺に関する問題を通して、律内部の時代的な変遷を提示することである。

前篇「律と自殺—断人命戒条文からの考察—」では、六部の広律に書かれている断人命戒の条文と語義説明部分を分析した。結論を簡単に述べると次のように。条文と語義説明部分は必ずしも一致してない。また、六部の広律の条文には、自殺が含まれているとは考えられない。しかし、絶対に自殺を含めていない断言できる文言もないので、断人命戒の条文の時代には、自殺と他殺に対して、明確な区別意識がなかったと考えられる。したがって、読み手によって、さまざまな解釈が可能になるのである。

ところで、律においては、条文だけではなく、自殺に関連する部分が他にも多くある。その中で、よく論じられるのは「投身」という事例である。この事例は「根本有部律」を除く他の五部律に見られる<sup>(2)</sup>。内容は「比丘が山または崖など高いところから、飛び降りて、他の人の上に落ちて、この人を死なせた。佛陀は比丘のこの投身行為に対して、罪の判定をした<sup>(3)</sup>」というものである。パー

パリ律には、この事例は断人命戒の経分別に見られるが、他の四部の律には、パリ律と違って、いくつかほかの箇所で見られる。

本論では、これらの投身事例をそれぞれ分析し、律の変遷を意識し、解明したい。

## 2. 先行研究

杉本卓洲の『五戒の周辺—インド的生のダイナミズム』は、パリ律の投身事例を取り上げて、投身は自殺行為と相当している。したがって、判定されている罪の軽さに対して次のように疑問を提している。

このドゥッカタ罪（突吉羅罪）とは非常に軽い罪で、故意に犯した場合は一人の比丘の前で懺悔する必要があるが、故意でない場合は、自分の心中において「今後は犯すまい」と懺悔するだけでよいとされる罪である。したがって、他殺と比べれば、自殺に対する咎ははるかに小さいものとされたことが分かる…仏教が社会に対して自殺の抑止作用として働きかけ得たか否かとなると、甚だ疑問といわざるを得ない。<sup>(4)</sup>

平川彰もパリ律の投身事例には「自殺が禁ぜられていることが示されている。そして自殺を試みて失敗した比丘は、突吉羅悔過をすべきであると判定されているのである」<sup>(5)</sup>とする。

これ以外、「仏教では自殺をどう見るか」<sup>(6)</sup>（笹森行周）、「原始仏典に説かれた自殺について」<sup>(7)</sup>（陣内由晴）、「原始仏典に見る死」<sup>(8)</sup>（藤田宏達）、「仏教思想から見た自殺、安楽死、尊厳死問題—阿含・二カーヤ、律を中心に—」<sup>(9)</sup>（小池 清廉）、「仏教思想と生命倫理」<sup>(10)</sup>（小池清廉）では、これら比丘の投身事例を自殺未遂の例としている。

しかし、異なる意見もある。例えばPeter Harveyの*Buddhist Ethics*<sup>(11)</sup>では、パリ律の投身事例と投石の例を一緒に取り上げて、罪になる原因は不注意によつ

て、他人の安全を侵害したことにありと判断している。次のように罪の原因は自殺を試みることではないと考えている。

This suggests that the offence, in both cases, was seen as one of culpable carelessness regarding the safety of others, and that in the first case (パーリ律の投身事例——引用者注) the offence did not reside in its being a case of attempted suicide.

因みに、Harvey は律について、以下のような結論を出している。

Now, a possibility is that there is no monastic rule specifically on an attempted, but failed, suicide because monastic rules only relate to actions which succeed in their aim (As suggested by Damien Keown in an e-mail letter of 13 November 1995). However, this is not always so.

Harvey は Keown の「サンガの規則としての律では、望む目的に達成できる行動にかかわる」という見方を取り上げて、例外もあると考えている。しかし、自殺失敗の場合は例外ではなく、サンガの規則としての律に関わらないとしている。

同じ意見を持つ Martin Delhey の論文“Views on Suicide in Buddhism: Some Remarks”<sup>(12)</sup>では、比丘の行為が罪になる原因は「自分が崖から飛び込むという行為ではなく、不用意に行動することで、他の人々を危険にさらし、他の人の死を引き起こすことにある」と主張した。Delhey はこのパーリ律の事例は自殺事例ではないから、罪になる原因も自殺にかかわるものではないとして、以下のように述べている。

But even in them no rule prohibiting the monks from committing

suicide can be detected, at least as far as the Pali recension is concerned. To be sure, there is a report of a monk who throws himself off a cliff. Another man is hit by him and dies, while the monk himself survives. On this occasion the Buddha declares that a monk is not allowed to throw himself off. But, in the first place, this is only stated to be a minor offense. secondly, the comparison with the case reported immediately after this incident shows clearly that the monk's act counts as an offense not because he has acted aggressively towards his own self, but because he has caused the death of another person by behaving carelessly and in a way that potentially endangers other people.

前の見解と異なって、Analayo の論文“Channa's suicide in the samyukta-<sup>(13)</sup>agama”では、パーリ律のこの事例を取り上げて、投身した比丘が突吉羅罪になる原因を追究し、さらに、投身行為が自殺であるか否かも考察した。結論は、パーリ律の投身した比丘が突吉羅罪になる原因は投身という行為であり、この例には自殺がただ付属する条件だと述べている。その論は以下のようなものである。

According to the third parajika rule in the Pali Vinaya, to incite someone else to commit suicide entails loss of being in communion with the monastic community. The attempt to kill oneself falls into a different category of rules, as jumping from a cliff to kill oneself is reckoned a rather minor type of transgression, a dukkata offence. A close inspection of the formulation of this rule brings to light that the dukkata is not for the act of attempting suicide as such, but for the act of jumping from a cliff. This was indeed the problem in the case leading to this rule, since the monk attempting suicide had jumped on someone else, causing the latter's death but surviving himself. The next story in this part of the

Pali Vinaya applies the same ruling to the act of throwing a stone down from a cliff, with the result of unintentionally causing the death of someone below. This confirms that the suicidal intention in the first case was only incidental to the rule.

また、パーリ律では、投身以外の自殺はパーリ律には違反してないようであると思われる。しかし、パーリ律の注釈書では、「自殺してはならない」と禁止している。また他の律蔵では、自殺が禁止されると主張している。次のようである。

That is, at least from the viewpoint of the Pali Vinaya, for a monk to attempt to commit suicide in a way that does not involve jumping from a cliff seems not to be an infringement of his precepts. This is in fact explicitly stated in the Vinaya of the Sarvastivadins, namely that suicide is not an offence. Yet, in other Vinayas an attempt to commit suicide or its successful completion is reckoned an offence. The Milindapanha similarly suggests that the Buddha had laid down a precept against killing oneself, and the Pali commentary on the Vinaya incident of jumping from a cliff delivers a general ban on suicide.

以上の先行研究で、研究上欠ける点が三つある。まず、取り上げた日本の論文は、パーリ律の投身事例はほかの四部律の投身事例を同様に扱う傾向があると見られる。次に、英語の二つの論文（Peter Harvey の *Buddhist Ethics* と Martin Delhey の “Views on Suicide in Buddhism: Some Remarks”）に、パーリ律の投身事例では罪になる原因は「他人を死なせる」ことだと主張している。確かに、パーリ律でこの例を取り上げる原因は他人を死なせるということである。しかし、パーリ律では明白に「投じた者は突吉羅なり」と書かれているので、

罪になる直接的な原因は投身であると考えられる。他人を死なせたことに対して、他人を殺そうとする意識がないから、佛陀は無罪と判断した。つまり、もし比丘が投身した場合、他の人を侵害しなくても突吉羅罪になるということである。最後に取り上げた Analayo の主張は妥当だと考えられる。しかし、日本の論文と同じように、律内部における歴史的変遷の視点が欠如していると思われる。

以下に各律の投身事例を分析しながら、歴史的変遷の視点から、この投身事例を考察したい。

### 3. 投身事例

#### (1) パーリ律：

その時一比丘、憂愁に心くだけ、耆闍崛亞山に登りて斷崖に身を投ぜるに、一籠師の上に墮ちて「彼を」死せしめたり。彼に悔心生ぜり、…乃至…  
「比丘、波羅夷罪に非ず。然れども諸比丘、自ら投身すべからず、投ずる者は突吉羅<sup>(14)</sup>なり」。

Tena kho pana samayena aññataro bhikkhu anabhiratiyā pīḷito gijjhak  
ūṭaṃ pabbataṃ abhiruhitvā papāte papatanto aññataraṃ vilīvakāraṃṇo  
haritvā māresi. Tassa kukkucçaṃ ahosi…pe…anāpatti, bhikkhu, pārājika  
ssa. Na ca, bhikkhave, attānam pātetabbam. Yo pāteyya, āpattidukkatass  
ā<sup>(15)</sup>ti.

At one time a certain monk, tormented by chafing, having scaled the  
Vulture's Peak, falling down the precipice, and hitting a certain basket-  
maker hard, killed him. He was remorseful… "There is no offence  
involving defeat, monk. But, monks, one should not throw oneself off.  
Whoever shall throw (himself) off, there is an offence of wrong-doing."

<sup>(16)</sup>  
he said.

この事例では、比丘が「投身」した原因は憂愁であった。投身という比丘の行為に対して、'佛陀は自ら飛び降りてはいけないと言ひ、さらにもし飛び降りたら、突吉羅罪になると判定している。

また、この事例に対して、*Samantapāsādikā* と『善見律毘婆沙』（以下「善見律」という）の注釈は以下のようである。

### *Samantapāsādikā*

anabhirativatthusmim so kira bhikkhu kāmavitakkādīnaṃ samudācāraṃ disvā nivāretum asakkonto sāsane anabhirato gihībhāvābhimukho jāto, tato cintesi yāva sīlabhedam na pāpuṇāmi tāva marissāmīti. atha pabbataṃ abhiruhitvā papāte papatanto aññataram vilivakāraṃ ottharivā māresi, vilivakāraṃ ti veṇukāraṃ. na ca bhikkhave attānaṃ pātetabban ti na attā pātetabbo, vibhattivyattayena pan' etam vuttam. ettha ca na kevalam na pātetabbam, aññena pi yena kenaci <sup>(17)</sup>  
upakkamena antamaso āhārūpacchedenan' pi na māretabbo.

憂鬱の事例において、伝え聞くところによるとその比丘は、色欲の思いなどの習慣があることが分かっても捨てることができず、教えに関して憂鬱の気持ちを持ち、在家の状態を志向するようになった。そこで彼は「戒を破らないうちに、死のう」と考えたのである。そこで、その山にのぼって崖において、落ちる途中で、ある籠づくり人の上に落ちて殺したのである。籠づくり人とは、竹細工人である。「比丘たちよ、自らを投じてはならない」とは、自ら投じてはならないということである…そしてここでは、投じるべきでないという意味ではなく、断食に至るまでの、他のいかなる方法によっても、[自分を] 殺してはならないのである。 <sup>(18)</sup>

『善見律毘婆沙』

姪慾亂心句中者, 此比丘日夜思欲制其心, 而不能制欲, 還復自念言: “我持戒具足, 何以捨戒還俗。我寧可取死。” 是故上耆闍崛山頂投巖取死, 而巖下有斫伐人, 比丘墮時墮殺伐人, 無殺心無罪。佛告諸比丘: “莫自殺身, 殺身者, 乃至不食, 亦得突吉羅罪”。(大正 24, 752c)

これら文献には、興味深い箇所が二つある。

一つは *Samantapāsādikā* と「善見律」では、事例が詳細になり、比丘の憂鬱になる原因が詳細に記述され、二つの部分に分けられる。前の部分は「淫欲を止められなかったから、比丘が憂鬱になった」のであり、後ろの部分は「その後、比丘が還俗したくなって、まだ還俗してないうちに、死にたくなった」のである。これら「淫欲」や「還俗」などについて、パーリ律は一つも言及していない。

もう一つは、比丘の投身に対して、*Samantapāsādikā* と「善見律」には「自ら身を殺す莫れ、身を殺すとは、たとえ断食であっても、突吉羅になる」と注釈したが、パーリ律では、ただ「投身すれば、突吉羅になる」と書かれているのみであるから、パーリ律本体とは違う、*Samantapāsādikā* と「善見律」の拡大解釈が明らかとなった。

(2) 『四分律』

時有比丘欲捨戒墮下業。彼作是念: “我不應已於佛法中出家作如是惡事。” 即往摩頭山頂, 自投身, 墮斫竹人上。比丘活, 彼人死, 疑。佛言: “彼人死無犯。方便欲自殺偷蘭遮。”

時有比丘欲休道墮下業。作如是念: “我於佛法中出家。不應作如是惡事。” 彼上波羅呵那山頂, 自投身, 墮斫竹人上。彼死, 比丘活, 疑。佛言: “彼人死無犯。方便欲自殺偷蘭遮。” (大正 22, 982c)



『四分律』には、投身と関連する事例が二つある。この二つの事例の内容はほぼ同じである。投身の原因は「戒を捨てたくて（二番目の事例には、修行道をやめたくて）、還俗したくなったが、出家者として、そのような悪事をしてはいけないと考えた」からである。二つの事例では、ただ投身する地点が異なっている。一つは摩頭山頂であり、もう一つは波羅呵那山頂であり、この二つの山について、『四分律』には他の記述がない。ちなみに、後の時代の『四分律名義標釋』（卷第三十八）には、この二つの山頂は「善見律」にあらわれる耆闍崛山頂の「別峰」だと説明している<sup>(19)</sup>。

また、投身という行為は、『四分律』では自殺として処理している。佛陀は「彼の人を死なせたことに対しては、無犯であるが、方便して自殺しようとしたとすれば、偷蘭遮なり」と判定している。

### (3) 『五分律』

有諸比丘不樂修梵行，而不罷道還就下賤，於高處自墜取死，墮下人上，下人死，已不死。生疑，問佛。佛言：“汝以何心。”答言：“欲自墮死。”佛言：“彼死無犯。作方便自殺皆偷羅遮。”（大正 22, 184b）

『五分律』では、比丘の数はパーリ律や『四分律』の「一人比丘」と違って、「諸比丘」になっている。佛陀は「自ら墮ちた人が他人を死なせたことに対しては、無犯だ」と判定したが、「もし方便して（準備を行って）自殺とすれば、偷蘭遮になる」と判定している。

また、『五分律』に述べられた投身の原因は「梵行を修せず、道をやめ下賤に還ることができなかったこと」である。この原因は『四分律』と同様である。

したがって、以上に取り上げたパーリ律、パーリ律の注釈書 *Samantapāsādikā* と「善見律」、『四分律』、『五分律』の投身事例は内容が相似するので、同じ系統だと判断できる。さらに、記述の詳細さによって分けると、パーリ律の注釈書 *Samantapāsādikā* と「善見律」が一番詳細であり、パーリ律

は最も素朴な形である。『四分律』と『五分律』に書かれている投身の原因は *Samantapāsādikā* と「善見律」の後半部の記述（その後、比丘が還俗したくなって、まだ還俗してないうちに、死にたくなつた）と同様である。

#### (4) 『十誦律』

『十誦律』にも投身に関する事例が二つある。

有一比丘, 日暮入嶮道, 值賊。賊欲取比丘, 比丘捨走, 墮岸下織衣師上。織師即死, 比丘心疑: “我將無犯波羅夷。” 是事白佛。佛言: “不犯波羅夷, 從今日莫作如是身行。” (大正 23, 10c)

有一比丘, 病久羸瘦脊僂, 作是念: “我何用是活。今可自投深坑死。” 即自投坑, 坑中先有野干噉死人, 比丘墮上, 野干死。比丘脊便得直, 是比丘生疑: “我將無得波夜提耶。” 是事白佛。佛言: “無罪, 從今日莫以小因緣便自殺。” (大正 23, 436b)

一番目の事例は、比丘が死にたかつたではなく、ただ賊に追われたため、意識的ではなく山頂から落ちて、織衣師を死なせたというものである。すなわち、過失致死と看做せる。

二番目の事例は、比丘が自身の病気を理由に自ら死を選択したというものである。前に取り上げた事例と違うのは、比丘が自ら坑に飛び込み、人ではなく、畜生を死なせたということである。

罪の判定は、一番目の事例では、他の人を死なせたことに対して、佛陀は「波羅夷ではない」と判定し、二番目の事例でも、野干を死なせたことに対して、「無罪である」と判定している。投身の罪は書かれていないが、<sup>(20)</sup>一番目の例では、「今後このような行為をやめなさい」と仏陀が忠告している。二番目の例では、「自殺することが莫れ」と佛陀が禁止している。

有部の文献であり、『十誦律』と関連する『薩婆多部毘尼摩得勒伽』には、

相似する事例がある。

有比丘長病患腰脊曲，厭生投坑自殺。下有野干食死屍，比丘墮上，野干即死，比丘腰脊得直，尋即生悔。乃至佛言：“不犯。比丘不應作是。”（大正 23, 589c）

この事例はほぼ『十誦律』と同じであるが、一つだけ異なっている。すなわち、『十誦律』の「自投深坑死」と書かれているところに対応して、『薩婆多部毘尼摩得勒伽』には、明白に「投坑自殺」と書かれている。「自殺」という語がこの箇所に出現するのは、『薩婆多部毘尼摩得勒伽』のみである。他の漢訳律（『四分律』、『五分律』、『十誦律』）では、自殺という語は全部佛陀が判定する箇所に出現している。

#### (5) 『摩訶僧祇律』

闍上者。佛住王舍城。爾時有一比丘得不淨觀，厭身故從闍上自投而下。時闍下有父子二人竹作。墮其父上，其父即死，兒即牽比丘至王所作是言：“是比丘殺我父。”王問比丘：“尊者出家人，云何殺人。”答言：“大王，我自厭身闍上投下墮彼父上，其實如是。”王言：“放比丘去。”其子稱怨：“大王云何殺人而不問罪。”王善方便欲解喻其意：“汝去闍上令比丘在下，汝便自投其上，殺彼比丘以報父讎。”其人自愛命重不能自投。時比丘心生疑悔，以是因緣具白世尊。佛言：“汝以何心。”答言：“世尊，以厭身故。”佛言：“比丘，汝不看下自投，得越毘尼罪。”如是毘尼竟。是名闍上。（大正 22, 466c）

この事例では、比丘が投身する原因は「不淨觀を得、身を厭う」であり、投身する場所は「闍上」になっている。また王と竹作人の息子という人物が登場する。にもかかわらず、佛陀はパーリ律の突吉羅罪と同じレベルの越毘尼罪と

判定した。しかし、注意すべきは、罪になる原因は他の漢文律の「自殺する」からではなく、「下を見ずに自ら飛び降りた」(汝不看下自投)からである。ゆえに、もし下を見て自ら身を投じるなら、罪にならないと理解すればよいだろう。

#### 4. まとめ

以上の事例は各律において相似しているが、律ごとに登場人物、行為の原因、佛陀の判定は異なっている。

表1

律	場所	登場人物	行為の原因	佛陀の判定
パーリ律	耆闍崛亞山	比丘、籠師、佛陀	憂愁に心がある	自ら投身すべからず、投ずる者は突吉羅なり
<i>Samantapāsādikā</i>	耆闍崛亞山	比丘 籠つくり人(竹細工人) 佛陀	淫欲を止めず、憂鬱になって、さらに還俗したくなかったが、最後にまだ還俗してないうちに、死を選んだ	投じるべきでないという意味ではなく、断食に至るまでの、他のいかなる方法によっても、[自分を]殺してはならないのである
「善見律」	耆闍崛亞山	比丘、斫伐人、佛陀	同上	莫自殺身、殺身者、乃至不食、亦得突吉羅罪
「四分律」	摩頭山頂 波羅呵那山頂	比丘、墮斫竹人、佛陀	還俗したいが、出家者として、このような悪事をしていけない	方便欲自殺偷蘭遮
「五分律」	高處	比丘、下の人、佛陀	梵行を修せず、道をやめ下賤に還るのができない	作方便自殺皆偷羅遮
「十誦律」	深坑	比丘、野干(畜生)、佛陀	病気になった	從今日莫以小因緣便自殺
「摩訶僧祇律」	閣上	比丘、作竹父子、大王、佛陀	不淨觀を得、身を厭う	汝不看下自投。得越毘尼罪。

上表から、各律における佛陀の判定についてを考察する。

パーリ律では、自殺という語が書かれてない。ただ投身とし、罪は突吉羅罪である。投身以外には何も書かれていない。ゆえに、Analayo の主張は妥当だと考える。すなわち、パーリ律の事例から、解読できるのは「比丘が投身し、突吉羅になる」のみである。

しかし、後の時代の注釈書になると、明確に「自ら身を殺していけない、身を殺すだけではなく、断食にいたるまで、全部突吉羅罪になる」(莫自殺身、殺身者、乃至不食、亦得突吉羅罪)と書かれているから、パーリ律から注釈までの期間に拡大解釈したことがわかる。

さらに、もう一つが興味深いのは、漢訳律(『摩訶僧祇律』を除く)における判定が、注釈書 *Samantapāsādikā* と「善見律」と相似していることである。漢訳の律(『摩訶僧祇律』を除く)の投身事例には、全部「自殺」という語が出て来て、さらに、自殺が禁止されていることは証拠である。罪の判定は漢訳律ごとに異なっている。『四分律』と『五分律』では、自殺に相当する罪は偷蘭遮罪である。『十誦律』は、罪の判定は無犯であるが、明確に自殺してはならないと禁止されている。

『摩訶僧祇律』は、パーリ律と同様に、「自殺」の語が書かれてない。また、罪の判定もパーリ律の突吉羅罪と同じレベルでの越毘尼罪である。

こうして、投身事例において、投身が自殺に拡大するか否かによって、各律は大枠で、二つの時代に分かれる。パーリ律と注釈書の流れによって、「投身が自殺に拡大してない」パーリ律が古い形であり、「投身が自殺に拡大した」パーリ律の注釈書 *Samantapāsādikā* と「善見律」が新しい形だと判断できる。さらに、『摩訶僧祇律』の投身事例には、この拡大操作が行わなかったので、パーリ律と同様に、古い形に当てはまる。『四分律』、『五分律』、『十誦律』には投身が自殺に拡大したから、注釈書 *Samantapāsādikā*、「善見律」と同様に、新しい形に当てはまる。以下の図1の通りである。

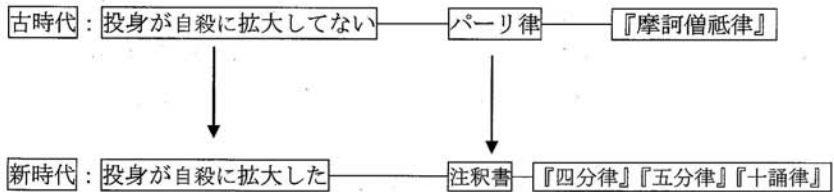


図 1

序に述べたように、本研究の一つの目的は、自殺に関する問題を通して、律における歴史的変遷を提示するものである。本論は各律における「投身」事例の考察を通して、特にパーリ律からパーリ律の注釈書<sup>(22)</sup> *Samantapāsādikā* 及び「善見律」へ、さらに漢訳の『四分律』、『五分律』、『十誦律』にも拡大操作が行ったことを、律内部の歴史的変遷の一つの重要な証拠として、提示した。

今後も律内部の歴史変遷を意識し、研究し続けたい。

#### 注

- (1) 佐々木閑「波羅夷罪の成立史の考察—比丘の波羅夷第四条—」(『印度學佛教學研究』第60巻第1號, 2011)を参考した。
- (2) 今の段階は、「根本有部律」にまだ見つからず、待査。
- (3) 波羅夷罪は律で最も重い、犯せば、仏教教団から追放され、僧侶の資格を失い、再び教団に加入できない罪である。「仏教の断頭罪」と言われる。偷蘭遮罪は方便罪・未遂罪をいう。突吉羅罪は「悪作と漢訳。最も軽い罪で、一人に対し、あるいは自己一人で懺悔するもの」(中村元、『広説仏教語大辞典』中巻, 東京書籍株式会社, 2001, p.1255)。これら罪の区別は断人命戒を例とし、説明する。例えば、比丘は殺人行為が行われようとする、つまり殺心が起こった時に、比丘は突吉羅罪になる。殺人する前に、準備(方便)し殺人行為が行われないうちは、この比丘は偷蘭遮罪になる。例えば、「教殺者。殺時自看教前人擲水火中。若山上推著谷底。若使象踏殺。若使獸啖。或使蛇螫。及餘種種教殺殺者波羅夷。方便不殺偷蘭遮」(『四分律』, 大正 22, 576c) 殺人行為が行わ

れ、殺そうとした目標に違わず、相手が死んだ場合には、波羅夷罪になる。また、殺人行為が行われ後に、殺そうとした目標は達せられず、相手が死ななければ、比丘は未遂罪として偷蘭遮罪になる。例えば、「遣使者。若遣使往彼汝所作善惡廣說如上。承此使口歎死。自殺者波羅夷。方便不死偷蘭遮」(『四分律』, 大正 22, 576c)。「比丘殺心打人。是人若死。得波羅夷。若不死得偷蘭遮」(『十誦律』, 大正 23, 436a)。またもし殺意がない場合には、人を死なせたとしても、ただ突吉羅罪になると判定している。

- (4) 杉本卓洲, 『五戒の周辺—インド的生のダイナミズム』, 平樂寺書店, 1999, pp.3-108.
- (5) 平川彰, 『二百五十戒の研究 I』, 春秋社, 1993, p.289.
- (6) 笹森行周, 『印度哲学佛教学』(23), 2008, pp.212-225.
- (7) 陣内由晴, 『東洋哲学研究所紀要』(6巻), 1990, pp.81-106.
- (8) 藤田宏達, 『仏教思想 10—死』, 仏教思想研究会編, 平樂寺書店, 1988, pp.74-78.
- (9) 小池清廉, 『インド学チベット学研究』(5・6), 2002, pp.144-190.
- (10) 小池清廉, 『龍谷大学大学院文学研究科紀要』(30), 2008.12.p.112.
- (11) Peter Harvey, Cambridge University Press, 2000, pp.289-290.
- (12) Martin Delhey, *Buddhism and Violence*, 2006, pp.25-65.
- (13) Center for Buddhist Studies, University of Hamburg & Dharma Drum Buddhist College, Taiwan
- (14) 『南伝大藏經』第一巻律藏一, 大正新脩大藏經刊行會, 1936, p.136.
- (15) Hermann Oldenberg, ed., *The Vinaya Pitakam* VOL.III, Routledge & Kegan Paul, 1984, p.82.
- (16) I.B.Horner, *The Book of The Discipline (Vinaya Pitaka)*, The Pali Text Society, 1992, p.142.
- (17) J.takakusu etc., *Samantapasadika*, The Pali Text Society, London.1969, p.467.
- (18) 佐々木閑先生より、個人的ノートを見せていただいた。
- (19) 『四分律名義標釋』第三十八巻にはこのように書かれている。「摩頭山。波羅呵那山。此二山。是耆闍崛山之別峰也」。(卍新續藏 44, 688) この説は『善見律』に書かれている投身事例に基づいて、導かれた説であるから、真実は不明で

ある。

- (20) 『十誦律』のほかの箇所には「自殺は無罪だ」と書かれている。「問：頗比丘奪人命不得波羅夷耶。答：有。自殺身無罪。」(大正 23, 382a)
- (21) 平川彰, 『二百五十戒の研究 I』, 春秋社, 1993, p.292 を参考した。
- (22) 「投身は自殺に拡大するか否か」によると、『摩訶僧祇律』は確かにパーリ律と同じように、第一段階に当てはまるが、事例の内容はパーリ律及び他の漢訳と違うので、ここに省略することにした。